

3 特定秘密の指定・解除

指定行政機関からの説明聴取及び質疑

※質疑が行われなかった行政機関については、質疑の記載をしていない。

ア 国家安全保障会議（令和4年3月10日審査会）

政府参考人からの説明概要

国家安全保障会議では、令和2年末時点で7件の特定秘密を指定している。うち6件は令和元年末までに指定したもので、令和2年中に指定した特定秘密は1件である。

令和2年中、1件の特定秘密について指定の有効期間を5年延長した。令和2年中に指定の有効期間が満了したものはなく、指定を解除したものはない。

指定書等における記載について、1件の特定秘密の指定の有効期間の延長に伴い、指定書及び指定管理簿の記載を変更している。

イー① 内閣官房（国家安全保障局）（令和4年3月10日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

（令和2年中の特定秘密の指定・解除状況）

国家安全保障局では、令和2年末時点で7件の特定秘密を指定している。令和2年中に国家安全保障局が指定した特定秘密はない。

令和2年中、2件の特定秘密について指定の有効期間を5年延長した。

令和2年中に指定の有効期間が満了したものはなく、指定を解除したものはない。

指定書等における記載について、2件の特定秘密の指定の有効期間の延長に伴い、指定書及び指定管理簿の記載を変更している。

（内閣官房内閣審議官の不適切事案について）

令和4年3月9日、経済産業省から処分のあった元内閣審議官の事案²³については、元内閣審議官による特定秘密の漏えいがなされた事実は確認されていない。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 元内閣審議官の事案に関し、特定秘密を役所の外に持ち出した事実はないか。

[令和4年3月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・元内閣審議官が特定秘密を持ち出した事実は確認されていない。
- ・国家安全保障局では特定秘密へのアクセスについては全て管理することになっており、それを確認した状況の中で、元内閣審議官が特定秘密を外に持ち出したことはないことが確認されている。

問1-2. 元内閣審議官の事案について、情報漏えいは確認されていないということだが、どこまで調べた結果漏えいは無いというふうに言っていたきたい。

[令和4年3月10日審査会]

²³ 令和元年10月から国家安全保障局に在職し、令和3年11月から令和4年2月まで経済安全保障法制準備室長として勤務していた元内閣審議官が、部外者に対する情報漏洩及び便宜供与等の疑い、無届けでの有報酬兼業、タクシー券の不適切利用等を理由に、停職12月の懲戒処分を受けた事案。元内閣審議官は令和4年3月9日付で辞職した（「懲戒処分について」（令和4年3月9日 経済産業省ニュースリリース））。

〔答弁概要〕

- ・元内閣審議官の特定秘密へのアクセス状況等は全て一元的に把握しており、そうしたものを確認した中で、元内閣審議官が特定秘密について情報流出をしたことはないと確認している。

問 1-3. (特定秘密への) アクセス状況について一元的に把握しているから漏えいはないということだが、もう少し具体的に説明してほしい。

[令和 4 年 3 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・国家安全保障局としても、法案審議を控えている中で、可能な限り早く調査結果を公表しなければならないということで、厳正かつ公正な調査を行ってきた。調査すべき範囲が非常に多岐にわたったこともあり、長期にわたったということである。
- ・今回の事案については国家安全保障局のみならず、経済産業省、防衛省等、各省庁における調査・情報の集約を行った。また無許可で兼業していた企業を通じて知り合った企業、あるいは講演を行った企業等、さらにタクシー券の不適切状況、補助金事業への不適切な関わり、対外公表文書の流出、セクハラ等について総合的に調査をした。
- ・その結果、我々が認定したのは、金融庁及び経済産業省それぞれが作成した、実質秘は含まないが対外不公表である文書を、元内閣審議官が外部に流出させていたということである。
- ・他方、調査の中で、元内閣審議官が特定秘密をどう扱っていたのか、どのように閲覧をしていたかは把握しているが、それを外に持ち出した、あるいは外に流出させたということは確認されなかった。

問 1-4. (問 1-3 は) 「特定秘密を一元的に管理しているから漏えい
がなかった」ということについて、その一元的な管理の仕方を
聞いたものであると理解している。

[令和 4 年 3 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・国家安全保障局では、内閣官房特定秘密保護規程に基づき、特定秘密文書の閲覧記録を5年間保存すべき文書として保管をしている。
- ・この閲覧の記録には、当該特定秘密文書の登録番号、閲覧の日時、閲覧者の氏名といった情報が含まれている。それを一つずつ確認していく中で、元内閣審議官がどういう状況で、どのように特定秘密にアクセスしていたのかというのを確認し、それを踏まえて、実際に流出がなかったことを確認した。

問1-5. 例えば写しや、データを入手したということもある。閲覧のことについては説明があったが、それ以外のことはどうか。

[令和4年3月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・国家安全保障局においては、内閣官房特定秘密保護規程があり、特定秘密の業務の扱いについて様々な防護措置を講じているところである。
- ・そうした中で、入室認証システムあるいは入室監視装置のようなものを持っており、仮に特定秘密に係る非違行為があれば把握できるような措置を講じている。

問1-6. 特定秘密がある一定の場所にあつて、その入室は全て管理している、だから誰が入ったかどうかも分かるということか。

[令和4年3月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・そのとおりである。

問1-7. 特定秘密でない秘密の文書が元内閣審議官により外に出されたというのは、対外的に公表しているのか。

[令和4年3月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・金融庁及び経済産業省の非公開文書の流出については、既に外部に公表している。

問1-8. 特定秘密以外にも秘密のものがあり、この審査会の目の届かないところで重要なものが出ている場合があると思う。それを、できるだけ特定秘密の要件に合致させて、(特定秘密の指定を)かけていくという作業はしているのか。

[令和4年3月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・今回、経済産業省と金融庁の内部文書の流出があったが、これらは外部不公表ではあるが、実質秘を含むものではなかった。その上で、このような事案が起きたのは誠に申し訳ないことだと考えている。
- ・そうした反省も踏まえて、特定秘密のみに限らず、秘密とすべきものはきちんと秘密にしていく、保全教育・保全意識も高める取組を行う。
- ・特定秘密への指定そのものについては、やはり特定秘密保護法で規定された3要件、①別表に該当するのか、②特段の秘匿の必要性があるのか、③公知になっているものではないのかどうか、に該当するかをきちんと検証しながら、該当しないものは特定秘密に指定しない、該当するものについてはきちんと指定をして、保護をしっかり講じていくことを一層徹底して参りたい。

問2. ロシアのウクライナ侵攻に関して、昨日までに特定秘密は指定されているのか。されていた場合、何件あるか。

[令和4年3月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ウクライナ情勢については、平成26年のロシアによるウクライナ併合や、東部地域の不安定化によって悪化したということで、我が国の情報担当省庁において、官邸からの情報関心を踏まえて、継続的に分析を行ってきた。
- ・関係省庁が収集、分析したインテリジェンスについては、国家安全保障会議の事務局である国家安全保障局に随時提供されてきている。

- ・情勢の緊迫化を受け、令和4年2月14日、24日、25日及び3月4日に、ウクライナ情勢を議題とする国家安全保障会議（4大臣会合）を開催している。
- ・（昨日までに特定秘密は指定されているのか。されていた場合、何件あるかという問いについては）[不開示情報]。

問3. 新型コロナウイルス又は東京オリンピックに関連した特定秘密は、昨日までに指定されているのか。

[令和4年3月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・新型コロナウイルス関連では、令和2年4月24日及び同年6月4日に国家安全保障会議が開かれた。（新型コロナウイルスに関連した特定秘密は、昨日までに指定されているのかという問いについては）[不開示情報]。
- ・東京オリンピック関連では、国家安全保障会議あるいは国家安全保障局として指定している特定秘密はない。

問4. 国会に提出された経済安全保障推進法や国家安全保障局経済班と特定秘密の関係について伺いたい。

[令和4年3月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・国家安全保障会議等において、経済安全保障関係の関連する議論を行うことはある。そうしたものの中で、一部、特定秘密に該当するものもあるが、他方で経済安全保障推進法の策定事務等については、別途法制準備室を作っており、そちらでの作業となっている。同室の関係で特定秘密に指定されていることは、現時点ではない。

イー② 内閣官房（事態対処・危機管理担当）（令和４年３月１０日審査会）

政府参考人からの説明概要

内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）では、令和２年末時点で２件の特定秘密を指定している。

当該２件の特定秘密は、いずれも領域の保全のために我が国の政府が講ずる措置又はその方針に関して指定したものである。

令和２年中、指定を延長したもの、満了したもの及び解除したものは無い。

イ③ 内閣官房（内閣情報調査室）（令和４年３月１０日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

（令和２年中の特定秘密の指定・解除状況）

内閣情報調査室では、令和２年末時点で８５件の特定秘密を指定しており、そのうち７８件は令和元年末までに指定されたものである。

令和２年中に新たに指定されたのは、情報収集衛星の収集分析対象及び識別能力関係で指定した１件、外国の政府等との情報協力関係で指定した２件、人的情報源関係で指定した２件、情報収集衛星の撮像可能な地理的範囲関係で指定した１件及び情報収集衛星に用いられる暗号関係で指定した１件の計７件である。

令和２年中に指定の有効期間を延長した件数は７件であり、いずれも延長期間は５年である。また、同年中に特定秘密の指定の有効期間が満了したものはない。

令和２年中に特定秘密の指定を解除したものはない。

（指定書等における記載の変更）

令和２年中、指定書及び指定管理簿の記載を変更したものは７件である。これら７件については、指定の通算の有効期間の延長に伴う記載の変更を行った。

（特定秘密文書の管理関係）

令和３年９月、内閣情報調査室に勤務する職員が、特定秘密文書１５件を、自宅としていた公務員宿舎に持ち帰っていたことが判明した。

発覚の経緯としては、病死した当該職員の自宅において、別の内閣情報調査室職員が特定秘密文書を発見したものである。内部調査の結果、規程が定める管理方法に照らして不適切な管理が行われていたことが判明した。なお、特定秘密の漏えいは確認されなかった。

今後は文書管理を強化するほか、保全教育の内容を見直した上で、教育を徹底し、再発防止に努める。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 内閣情報調査室職員による特定秘密の不適切な取扱い事案について、漏えいは確認されなかったという。「確認はされなかった」だけでは「分からなかった」と受け取られる可能性がある。聞くところでは、関係者のパソコンや携帯電話の通信ログなども確認したようなので「考えられることは全て尽くしたが、漏えいの事実は確認されなかった」と説明した方がいいのではないか。

[令和4年3月10日審査会]

[答弁概要]

- ・関係者への聴取、印刷ログの確認、本人のスマホやパソコンの確認等を行い、漏えいの事実が確認されなかったものである。

問1-2. 特定秘密文書15件が持ち出されていたということだが、どれぐらいのレベルのものなのか。特定秘密文書にも色々重要度があるが、極めて重要度の高いものだった場合、これからどうフォローしていくのか。また、当該15件の文書はどのぐらいの期間、施設外にあったのか。今後のチェック体制を考える意味でも大事なことと思うので、伺いたい。

[令和4年3月10日審査会]

[答弁概要]

- ・基本的には、情報収集衛星関係で（指定の）有効期間5年のものである。
- ・今回の事案を受け、具体的ケーススタディとして記載し、教育内容を見直して、保全教育の徹底を図ることとした。
- ・今回の事案では複製物が持ち出されたが、特定秘密を厳格に管理するために、年2回の定期検査時における特定秘密文書と管理簿の突合に加え、特定秘密を印刷する場合には上司の許可を要することとした。さらに所属長が職員の印刷ログを定期的または抜き打ちで検査し、印刷の理由、必要性を職員に確認するなどして、再発防止に努めていきたい。
- ・持ち出された期間はおよそ4年間である。

問1-3. 当該文書は（4年間）出しっ放しなのか。保存期間の延長もあるわけだが、写しを出した後のフォローはどうなっているのか。

[令和4年3月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・当該文書は、印刷して、その当時に持ち帰ったと考えているので、そのままになっていたと考えている。
- ・今後の防止策としては、印刷する際に限定をする、また印刷したものは管理簿に記載して、その廃棄状況については随時確認をし、また抜き打ちでもチェックする、それから、印刷ログと管理簿との突合を行う形でチェックすることとしたい。

問1-4. （今回の事案では）ベテランの職員が自宅へ仕事を持ち帰るといふことは、ほかでもみんなやっているのではないか。（特定秘密が）漏れたという前提で行動した方がよいと思うが、（持ち出されたのが）暗号だったとすれば、その暗号を全て変えるなどの対応をしたのか。マスコミ発表や、上司の処分はどうなっているか。また、死因に不審な点はないのか。

[令和4年3月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・当該職員が、文書を持ち出したのは、内閣情報調査室に着任直後のことである。
- ・死因に不審な点はないと聞いている。
- ・当該情報は衛星関係の情報で、暗号等々の関係はない。印刷と持ち出しについて厳格にチェックをすれば同様の事案は発生しないと考えている。
- ・処分については、担当部局と調整して、しかるべく対応されると認識している。事案の公表は、本年6月の国会報告の際に報告することを考えている。

問1-5. まず事案の公表は、なぜ今ではなく6月なのか。また現時点でも、職員が特定秘密を印刷しようとする、簡単にできてしまう体制なのか。

[令和4年3月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・国会報告に掲載することで国民に広く公表されるものと考えている。過去の不適切事案についても国会報告に掲載する形にしていたことから、本事案についても同様の対応をさせていただきたいと考えている。
- ・現在、印刷をする際には上司の許可を得る、それから印刷したログのチェックを抜き打ち等も含めて随時行うこととしている。そのため、同様の事案は発生しないように対応している。

問1-6. 事案の公表について、6月に行うというのではあまりに遅くないか。即時公表して何か不都合なことがあるのか。

[令和4年3月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・事案によっては即時公表も考えられるが、今回の場合特定秘密の漏えいも確認されておらず、持ち出された文書も回収されている。そのような事案の中身を見て、これまでの事案と同様に対応したいと考えている。

問1-7. 特定秘密が外部に持ち出されて、このように見つかったという事例は、今回が初めてのはずだ。以前、秘密を含む文書を持ち帰ったことが発覚した際、防衛省はその時点で報告・公表し、謝罪したことがあったと記憶している。今回、6月の国会報告を待って公表することの判断は誰が行ったのか。官房長官にも報告が上がっていて、官房長官もそのようにせよとの指示だったのか。

[令和4年3月10日審査会]

〔答弁概要〕

- ・内閣情報調査室で、内閣情報官まで諮って、このようにしたいと考えている。

- ・内閣情報官から官房長官にも本件事案は説明をしている。公表の仕方について、明示的にそれでいいかという指示があったかどうかについては確認させてほしい。

問 1-8. 特定秘密文書を自宅に持ち帰ったことは、罪に当たらないのか。

[令和 4 年 3 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・持ち出しただけでは特定秘密の法律違反にはならず、内規の違反である。

問 1-9. 内規違反を、今までどのくらい重要なものとして扱ってきたのか。過去、特定秘密文書を廃棄したなど、いろいろな事案があったかと思う。(今回の事案は、) 6 月の国会報告にまとめて終わらせる事案なのか、その都度公表して、政府として正式に国民に対して一定の説明をするという事案なのかを検討し、速やかに判断して報告してほしい。

[令和 4 年 3 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・審査会の指摘を大変重く受け止めた。
- ・早急に内閣情報官、さらに官邸と相談して、審査会の指摘を踏まえて検討し、回答したい。

問 1-10. 内規違反の場合は公表しないというルールはない。今回の案件では、(文書が)簡単に持ち出されているのも驚きであるし、(衛星という)我が国の安全保障に重大な影響を及ぼす問題でもある。即日、公表の方針を決めてもらいたい。

[令和 4 年 3 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・本事案については、特定秘密の漏えいの事実は確認されなかったものの、特定秘密文書の不適切な管理が明らかになったものであり、大変重く受け止めている。

- ・改めて、今後このようなことが起こらないよう、特定秘密文書の管理を強化するほか、職員に対する保全教育を徹底し再発防止に努める。
- ・すぐに公表すべきという指摘を踏まえ、早速相談・検討をする。

問 1-11. 回答の期限が無期限というのにはあり得ないので、せめて明日を目指して努力すると言っていたきたい。

[令和 4 年 3 月 10 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・国会報告への掲載を待たずに公表すべきだとの審査会の意見を重く受け止め、今日すぐ、内閣情報官と相談をする。
- ・他方、明日までに官邸の了解を得て報告できるか確約は難しいが、いずれにしても速やかに行う。
- ・明日、検討結果か、若しくは途中経過なりとも、会長に報告する。

(ウ) 政府参考人からの追加説明概要（令和 4 年 3 月 17 日審査会）

先日（令和 4 年 3 月 10 日）、内閣情報調査室における特定秘密文書の管理に関する不適切な事案について説明をし、今年の国会報告に記載する形で公表したいという旨、報告をした。それに対して審査会からは、可及的速やかに公表すべきではないかという意見を頂いた。

内閣情報調査室ですぐに検討し、翌 11 日午前中には、必要な了解を得て、公表することを決定した。

環境が整ったため、明日 18 日の午後に記者レクをする形で公表することになったので、御報告する。改めて今回の不適切な事案を重く受け止めて、管理体制と職員の教育を強化し、再発防止に努めたい。

ウ 警察庁（令和4年3月17日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

(令和2年中の特定秘密の指定・解除状況)

警察庁においては、令和2年中に4件の特定秘密を指定した。

これら4件は、いずれも従来から継続的に収集している情報等であつて、1年ごとに期間を区切って指定をしていたもので、令和2年も期間を区切って特定秘密とした。その内訳は以下のとおりである。

- ①警察の特殊部隊等の戦術や運用に関する情報
- ②国際テロを実行するおそれのある個人や組織の動向等に関する情報
- ③国内テロを実行するおそれのある個人や組織の動向等に関する情報
- ④外国政府等との情報協力業務に関する情報

警察庁においては、令和2年中、特定秘密の指定3件を解除した。いずれも警察の特殊部隊等の戦術・運用に関するものである。

(令和2年中の特定秘密の指定の有効期間の延長及び満了)

警察庁においては、令和2年中に特定秘密の指定の有効期間の満了を迎えたものが7件ある。個別に検討した結果、4件については指定の有効期間を5年延長することとし、残りの3件については延長せず、指定の有効期間を満了した。

有効期間を延長しなかった3件の特定秘密のうち、2件は警察の特殊部隊の戦術や運用に関する情報、1件は国際テロを実行するおそれのある個人や組織の動向等に関する情報である。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1.（令和2年中に指定した4件の特定秘密につき、）4件の中身を見せていただけるか。

[令和4年3月17日審査会]

[答弁概要]

- ・特定秘密の提示は、審査会で審査をいただき、我々としてもどのような文書が提示できるか検討したい。

問2. 都道府県警における指定に関し、警察庁はどのように関わっているのか。また、特定秘密取扱者の人数について、警察庁では階級で区別するのか、それとも資格か何かで区別するのか。

[令和4年3月17日審査会]

〔答弁概要〕

- ・都道府県警が入手して警察庁に報告した情報は、警察庁長官が特定秘密の要件に該当するかを判断する。該当すると判断した場合は、特定秘密として指定する。
- ・指定した場合、長官が都道府県警に対して、法律に基づいて指定をした旨を通知する。加えて、同じく法律に基づき、特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲や、その他特定秘密の保護に関して必要な事項を指示する。
- ・保護のための指示の内容としては、業務を管理する者を指名する、保護の教育をする、検査をする、必要な施設設備を整える、等である。
- ・どのような職員が特定秘密を取り扱うことができるかということについて、警察庁では特定秘密の保護に関する訓令を定め、都道府県警に対しては要綱を定めている。これに基づき、係単位、あるいは官職ごとに（取り扱う職員を）決定している。特定秘密を取り扱う必要性を考え、最小限の範囲に定めることがポイントと考えている。

エ 総務省（令和4年3月17日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

総務省が指定する特定秘密は、在日米軍が使用する周波数に関する情報である。

在日米軍の電波の使用については、日米安全保障条約の下、日米地位協定に基づき、日米両政府の当局間の取決めによることとされており、日米が使用する電波の混信防止の観点から、総務省と在日米軍で必要な調整を実施している。

総務省は、在日米軍との周波数調整において必要な文書を受領しており、そのうち、米国政府が「SECRET」として分類している文書を特定秘密に指定している。

昨年度の特定秘密の件数は9件だったが、令和2年には新たに2件追加し、計11件となった。

これら11件の特定秘密は、各指定書に記載のとおり、「法別表第2号イ細目b」の「外国の政府等との協力の方針又は内容のうち、当該外国の政府等において特定秘密保護法の規定により行政機関が特定秘密を保護するために講ずることとされる措置に相当する措置が講じられるもの」に該当することから、これら11件の文書について、その機密性の高さから特定秘密に指定している。

これら11件の特定秘密について、特定秘密保護法に基づき、総合通信基盤局長が指定する職員のみが取り扱うこととしており、特定秘密の保護に必要な知識の習得等の研修を実施するとともに、特定秘密を取り扱う執務室等へのアクセス管理を徹底する等、厳格かつ適切に管理を行っている。

なお、総務省では、特定秘密の指定の解除を行った事例はない。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問. 特定秘密文書を在日米軍から借りているとのことだが、借りた文書に対して、特定秘密の表示のスタンプを押しているのか。また、特定秘密文書を借用し、返却するというのは在日米軍だけの取扱いなのか。特定秘密文書に借用という形は多いのか。

[令和4年3月17日審査会]

[答弁概要]

- ・在日米軍から借りた文書については、特定秘密の判をつき、対応している。

- 借用という形を取っているのは在日米軍である。
- その他借用しているものとして、他省庁から提供を受けたものがあり、令和2年末時点で、内閣官房及び外務省より情報通信分野のサイバーセキュリティに関する情報の提供を受け、総務省において、サイバーセキュリティ政策に活用しているところである。

オ 法務省（令和4年3月17日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

令和2年中に、法務省において新たに指定又は解除した特定秘密はない。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 法務省が指定する特定秘密は、[不開示情報]について我が国の政府が講ずる措置等との記載があるが、何を想定しているのか。また、この特定秘密をなぜ法務省が指定しているのか。

[令和4年3月17日審査会]

[答弁概要]

- ・[不開示情報]については、まさに特定秘密の内容に関わる部分であり、回答することは困難である。
- ・また、法務省がこの特定秘密を指定している理由は、元々、出入国在留管理庁の前身組織である入国管理局が保有していたものであり、同局が出入国在留管理庁となったが、法務省も引き続き入管行政を担当するため、両方で同じ情報を保有している。

問2. これは漠然とした話ではなく、特定の物事について書かれていると理解してよいか。

[令和4年3月17日審査会]

[答弁概要]

- ・[不開示情報]について、記載している。

カ 出入国在留管理庁（令和4年3月17日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

当庁が指定している特定秘密は1件である。これは法務省入国管理局時代に指定したもので、出入国在留管理庁が新設された際に特定秘密保護法第6条第1項の規定に基づき法務省から提供されたものである。

特定秘密の指定の解除を行ったものはない。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 指定の理由として、我が国の政府が講ずる措置等とあるが、これは何を指しているのか。

[令和4年3月17日審査会]

〔答弁概要〕

- ・特定秘密の内容にかかることなので、答弁は差し控えさせていただきたい。

問1-2. 特定秘密の内容を全部は言えないだろうが、概要についても言えないというのでは、余りにも判断する材料がない。もう少し（判断できる程度には）踏み込んで回答できないか。

[令和4年3月17日審査会]

〔答弁概要〕

- ・説明できる範囲のことがこの指定書に示されていると理解いただきたい。

問1-3. 先程説明した以上の説明は、特定秘密の内容にかかってしまい、法律に違反するのと言えない、という理解でよいか。

[令和4年3月17日審査会]

〔答弁概要〕

- ・そのように理解いただきたい。

キ 公安調査庁（令和4年3月17日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

公安調査庁では令和2年中に新たに2件の特定秘密を指定した。その概要は、外国の政府から提供を受けた「特定有害活動の防止」に関する情報、外国の政府から提供を受けた「テロリズムの防止」に関する情報である。

また、令和2年中、2件の特定秘密について、指定の有効期間の延長を行った。いずれも、特定秘密の指定要件を満たす状況に変化はなく、有効期間を5年延長した。

なお、特定秘密の指定の解除を行ったものはない。

(1) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 衛星関係の情報が特定秘密に指定されているが、衛星を運用し、画像の分析をする際には民間事業者の協力を得ることが多い、と聞いているところ、公安調査庁では特定秘密をどのように扱っているのか。

[令和4年3月17日審査会]

[答弁概要]

- ・衛星の情報の分析について、民間事業者の知見は借りていない。

問2-1. 東京オリンピック・パラリンピックにおいて、テロやサイバーテロに関する情報は入手したのか。また、東京オリンピック・パラリンピック関連で収集した情報で特定秘密に指定しているものはあるのか。

[令和4年3月17日審査会]

[答弁概要]

- ・入手し、速やかに関係行政機関と情報共有等を行った。また、特定秘密として指定したものはない。

問2-2. 攻撃の主体に、ロシア軍参謀本部情報総局は該当するの
か。

[令和4年3月17日審査会]

[答弁概要]

- ・個別の内容については、詳細にすることを差し控えたい。

クー① 外務省（大臣官房）（令和４年３月２４日審査会）

政府参考人からの説明概要

a 外務省全体

外務省においては、令和２年に１件の特定秘密を指定した。これは、令和２年１月１日付で指定した国際情報統括官組織の担当の外－45である。

令和２年中に指定を解除した特定秘密はない。

なお、令和２年に新規指定した外－45については、国際情報統括官組織のセッションで説明する。

→「クー②外務省（国際情報統括官組織）(ア) 政府参考人からの説明概要」参照

b 大臣官房

大臣官房が指定している特定秘密は、令和２年末時点で４件であり、いずれも通信に関わる暗号に関するものである。その内訳は、①公電秘匿用暗号の外－１、②ファイル秘匿用暗号の外－２、③ネットワーク秘匿用暗号の外－３、④公衆網秘匿用暗号の外－４である。

大臣官房では、令和２年中に新たに指定した特定秘密はなく、また、解除したものや有効期間の満了を迎えたものもない。

クー② 外務省（国際情報統括官組織）（令和4年3月24日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

国際情報統括官組織が指定している特定秘密は、令和2年末時点で26件である。

その内訳は、①外国の政府又は国際機関から得られた情報に関する外-12、36、39、42、43、44及び45の7件、②衛星情報に関する外-17～27の11件、③内閣情報調査室から提供された情報に関する外-28～35の8件である。

国際情報統括官組織では、令和2年中に外-45を新規に指定した。この指定は、先述した外-12、36、39、42、43及び44と同旨のもので、この情報が漏えいすると、外国の政府等との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が損なわれ、情報提供や協力関係の存続・進展に重大な支障が生じることから、特に秘匿する必要がある、指定したものである。

また、令和2年中に、平成28年1月に指定した外-39について、有効期間を延長している。その理由は、本指定の対象情報が、本指定の有効期間が満了する時点においても公になっておらず、漏えいすると、外国の政府等との信頼関係や我が国の秘密保護に関する信用が著しく損なわれ、今後の情報提供や協力関係の存続・進展に重大な支障が生じることから、引き続き特に秘匿する必要があるためである。加えて、令和3年以降の動きとして、平成29年1月に指定した外-42の有効期間を延長した。

また、令和2年中に解除した特定秘密はない。

今後とも、国際情報統括官組織として、我が国の情報収集活動の発展を図る上で、情報提供元との信頼関係の維持発展が重要であること等を踏まえつつ、国会法等の規定に従って適切に対応を判断したいと考えている。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問1. ウクライナに対して特定秘密を供与したこと、ウクライナから特定秘密あるいは秘密情報の提供依頼があったこと、又は逆にロシアあるいはウクライナから特定秘密の提供を受けたことはあるか。

[令和4年3月24日審査会]

[答弁概要]

- ・ウクライナとの関係、あるいはロシアとの関係についても、日々様々な情報交換を行っている。

問2. 台湾との情報のやり取りは、台湾交流協会等の民間を通して行っているのか、それとも直接行っているのか。

[令和4年3月24日審査会]

〔答弁概要〕

- ・台湾との関係については、基本的にアジア大洋州局で行っているのですが、そちらのセッションで聞いていただきたい。

→「ク-④外務省（アジア大洋州局）(イ) 主な質疑及び答弁の概要 問1-1」参照

クー③ 外務省（総合外交政策局）（令和4年3月24日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

総合外交政策局が指定している特定秘密は、令和2年末時点で3件であり、その内訳は、①周辺有事に関する外国の政府との協議に関する外-11、②国際テロリズムの人的情報源に関する外-40、③国際テロリズムに関し外国の政府又は国際機関から提供された情報に関する外-41である。

令和2年中に、平成28年1月に指定した外-40及び外-41について、有効期間を延長した。その理由は、当該特定秘密の指定の有効期間が満了するときにおいても、特定秘密保護法第3条第1項に規定する指定の3要件を満たすことが認められると判断したためである。

また、令和2年中に新たに指定した特定秘密はなく、解除及び指定の有効期間が満了した特定秘密もない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1. テロ等の情報を収集する中で、各領事館や大使館にヒューミント、いわゆるスパイに該当するような業務を行う専門官として職員を配置しているのか。また、そのような職員は、中東やアジアのテロが頻発するような国においても活動しているのか。

[令和4年3月24日審査会]

[答弁概要]

- ・国際テロ情報収集ユニットは、国際テロ情報を専門に行っており、任国の法令に則った形での活動を行っている。

問2-1. 国際テロ情報収集ユニットの新設は非常に大きな進歩だが、同ユニットが、官邸の直轄部隊とされながら、総合外交政策局にぶら下がっている理由を伺いたい。

[令和4年3月24日審査会]

[答弁概要]

- ・国際テロ情報収集ユニットは、在外公館に配置された国際テロ情報収集担当官などを通じて情報収集を行っている。在外公館は外務省に置かれた機関なので、ユニットも外務大臣の下に置かれ、外務大臣が情報収集の指示を発している。
- ・国際テロ事案を未然に防止し、また、発生した場合の有効な対処を

実現していくためには、官邸、情報関係の他の省庁、政策・事態対処部門と緊密に連携するとともに、外務省内においても部局横断的な判断が必要ということがあるため、総合外交政策局に設置されている。

- ・なお、官邸を司令塔とした情報収集が確実に行われるとともに、官邸や関係省庁の間における情報や情報関心等の共有を一層円滑に行うために、全てのユニット職員は、内閣官房の国際テロ情報集約室の職員の身分も保有している。

問2-2. 平成26年の国会法改正により規定された附則第3項では、海外の情報を収集することを目的とする行政機関が設置された場合は、この審査会における監視の在り方について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとされている。

当時の会議録をみると、そのような対外情報機関ができれば、当審査会でチェックする役割を行ったらどうかという議論があったようだ。

この議論は、国際テロ情報収集ユニットが設置される前のものだが、同ユニットが海外の情報を収集することを目的とする行政機関に当たるのなら、当審査会でも、チェックする議論を始めることを検討すべきではないかと考える。

まずは、同ユニットが海外の情報を収集することを目的とする行政機関なのかについて伺いたい。

[令和4年3月24日審査会]

[答弁概要]

- ・国際テロ情報収集ユニットは、平成27年5月に発表された邦人殺害テロ事件の対応に関する検証委員会の報告書などにおける指摘も踏まえて、テロ未然防止及び仮に再発した場合の有効な対処のために設立されたものであり、対外情報機関を新たに設置するものではないと理解している。

クー④ 外務省（アジア大洋州局）（令和4年3月24日審査会）

(ア) 政府参考人からの説明概要

アジア大洋州局が指定している特定秘密は、令和2年末時点で3件である。その内訳は、①北朝鮮の核・ミサイル開発に関する外-7、②拉致問題に関する外-8、③東シナ海の領域保全に関する外-16である。いずれも平成26年12月26日付で指定し、令和元年12月26日付で指定の有効期間を5年間延長している。

アジア大洋州局では、令和2年中に新たに指定した特定秘密はなく、また、解除、満了、延長した特定秘密もない。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 台湾との情報のやり取りは、どのような形で行われているのか。また、これはスムーズに行われているのか。

[令和4年3月24日審査会]

[答弁概要]

- ・台湾との関係については、非政府当局間の交流を進めていくという原則があり、台湾交流協会等で様々な交流が行われているというのが実情である。
- ・外務省としても、外国政府等も含めて、台湾に関する情報については色々とやり取りを行っているところであり、現状において、特段、情報収集その他について支障が起きているという認識はしていない。

問1-2. 台湾交流協会等から色々な情報を外務省に上げて、これに対する返事が返ってこないという話も聞いている。外務省は、重要な情報が上がってきても、しっかりと把握せず、活用できていないのではないのか。

[令和4年3月24日審査会]

[答弁概要]

- ・具体的にどういうところで、委員ご指摘のようなことが起きているのか把握できていないが、もしそうしたことがあるということであれば、我々はしっかりとそこを見直した上で、交流協会その他現地の方から来る情報についてはしっかりと受け止めた上で対処していく必要があると考えている。

問2. 拉致問題について、多くの皆さんが色々な情報を断片的に持っているが、外務省は総合的にどれくらい情報を持っていると認識しているのか。

また、外-8は、拉致被害者及びその配偶者等の生命及び身体の保護に支障があるから特定秘密に指定しているとされているが、ある部分、それでも公開してほしいというのが拉致被害者家族の思いである。これについてどのように考えているか。

[令和4年3月24日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 拉致問題は、我々としても非常に重要な問題だと認識しており、拉致問題に関する情報収集についても最善を尽くし、色々な手段を尽くして情報収集に取り組んでいるところである。
- ・ 外-8については、外国政府等との交渉又は協力に支障を来すおそれや人的情報源の保護も考慮した上で特定秘密に指定している。

問3-1. 本年2月21日午後、北京市内で在中国日本大使館員が当局に拘束された。これについて、違法な情報収集をしていたと中国は断じているが、同大使館員はどのような活動を行っていたのか。

[令和4年3月24日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ この大使館員は、外交官として正当な業務を行っていたところ、意に反して拘束されたという事案である。
- ・ 一般論として申し上げれば、外交官としての正当な業務には、例えば相手国の関係者と色々な意見交換を行うこと等が含まれる。
- ・ 中国側が独自の主張をしていることは承知しているが、同大使館員が行っていた業務は正当な業務であり、違法な活動ではないと認識している。

問3-2. 外交官の身体への一時拘束は、外交特権に抵触する条約違反になるが、それについての説明は受けているのか。

[令和4年3月24日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ご指摘のとおり、本件については、外交関係に関するウィーン条約に中国側が明白に違反する行為を行ったと我々は認識している。
- ・到底看過できず、断じて受け入れられない。本年2月22日、外務事務次官が駐日中国臨時代理大使を外務省に召致して、厳重な抗議を行うとともに、謝罪と再発防止を強く求めたところである。

クー⑤ 外務省（北米局）（令和4年3月24日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

北米局が指定している特定秘密は、令和2年末時点で2件である。

その内訳は、①2007年8月10日に署名された日米GSOMIA（秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国との間の協定）の下で米側から我が国に提供された秘密軍事情報等に関する外-5、②日米安全保障協議委員会（「2+2」）及び日米防衛協力のための指針など、日米安保体制の下で行われる日米間の協力に関する検討、確認、協議等についての情報で、国民の生命及び身体の保護、領域の保全若しくは国際社会の平和と安全に関する重要な情報に関する外-6である。

北米局では、令和2年中に新たに指定した特定秘密はなく、また、解除したものもない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問. 日米の覚書、協定、取決め等、言葉は色々あるが、そのうち例えば非核三原則に反するようなものについて特定秘密に指定されているもの、あるいは特定秘密ではなく単なる秘に指定されているものは存在するのか。

[令和4年3月24日審査会]

[答弁概要]

- ・日米では、様々な協議、議論をしているが、御指摘のような非核三原則に反するような協議内容はそもそもない。したがって、特定秘密に指定されているものはない。

クー⑥ 外務省（欧州局）（令和4年3月24日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

欧州局が指定している特定秘密は、令和2年末時点で1件である。具体的には、日露平和条約締結交渉に関する外-14である。

欧州局では、令和2年中に新たに指定した特定秘密はなく、また、解除した特定秘密もない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1. ロシアがウクライナ侵攻したことによって、北方領土問題への影響をどのように考えているか。また、本年2月24日に、外務大臣がガルージン駐日ロシア大使を外務省に召致しているが、その際に北方領土問題について言及があったのか。言及があった場合に、特定秘密に該当するものはなかったのか。

[令和4年3月24日審査会]

[答弁概要]

- ・日本政府としては、領土問題を解決して平和条約を締結するという対露外交の基本方針は不変であるが、ロシアがウクライナを侵略した現状に鑑みると、日露平和条約交渉、領土交渉の今後の対応及び展望については、現時点で申し上げられるべき状況にはないと言わざるを得ないということだと考えている。
- ・ご指摘のとおり、本年2月24日、外務大臣がガルージン駐日ロシア大使を外務省に召致した。その際、北方領土問題については、[不開示情報]。

問2. ウクライナ問題により、北方領土返還運動に水を差され、今後は北海道で水産物の輸入もほとんど難しくなるのではないかとされている。また、平和条約の交渉が中断となり、ビザなし交流や北方領土の自由訪問等もなくなるというが、これらは、ロシア政府から外務省に正式に来ている話なのか。そして、その情報はどのような取扱いになるのか。

[令和4年3月24日審査会]

〔答弁概要〕

- ・北方領土返還運動に水を差しかねないという点について、御高齢になられている元島民の方々あるいはその2世、3世の方々を含めた思いというのは重く受け止めている。
- ・他方、現状に鑑みれば、今後の領土交渉、平和条約交渉について、その展望あるいは対応について申し上げるような状況にはないと言わざるを得ない。
- ・現在、ロシアに対して行っている制裁措置は大きく分けて3つの側面があり、1つ目は銀行等に対する資産凍結を始めとする金融面の措置、2つ目は輸出管理の強化、3つ目は個人、団体に対する資産凍結あるいは査証発給の停止である。
- ・水産物関係については、今のところ何の措置も講じられていない。G7で協調し、連携して対応していくということが基本ではあるが、基本は同じ方向でも、各国それぞれ事情を抱えているので、基本はG7の連携を保ちつつ、日本政府として最も適切な対応をこれから必要に応じて講じていくということになる。
- ・平和条約締結交渉の停止、四島交流、自由訪問の停止に関するロシア外務省の声明について、これはロシア外務省が一方向的に発表したものであり、事前の通告もなかった。それに対しては、外務事務次官がガルージン駐日ロシア大使を召致して、厳しく抗議した。

問3. 本年2月10日深夜、ロシア政府系TV局が30分の番組を放送したが、同番組中、共同通信の記者が日本の特務機関の代表者と接触しているというようなことで、スパイとして違法な活動をしているとされ、実名も流された。また、ビザなし交流で色丹島を訪れていた訪問団の通訳の女性がスパイであるという報道がされ、FSB（ロシア連邦保安庁）から拘束され、女性の取調べの様態も放送された。さらに、公安調査官と協力者の顔写真と実名、偽名まで放送された。この実態と抗議の有無について確認したい。

[令和4年3月24日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ご指摘のとおり、本年2月10日付、ロシアがNTVというウェブサイトで、日本の諜報活動とされるものを紹介するニュース映像が公開されたことは事実である。また、令和元年7月の色丹島でいわゆ

る自由訪問の際に、日本人通訳がロシア側に一時拘束されたことも事実である。

- ・これに対して、日本側からロシア側に対して、当然、北方領土における我が国の立場に鑑みれば、このような拘束は受け入れられないということを強く抗議した。
- ・なお、公安調査官の件については、外務省職員ではないので当省から事実関係を説明することは難しいということは御理解いただきたい。

問4. 今回のロシアのウクライナ侵略について、去年から今までで、ロシアやウクライナから特定秘密あるいは秘の情報の提供を受けたか。また、逆にウクライナに対して特定秘密あるいは秘の情報を提供したか。

[令和4年3月24日審査会]

[答弁概要]

- ・[不開示情報]

問5. 外-14 は日露平和条約締結交渉に関する情報だが、相手国はロシアになるのか。それとも、それ以外の国を考えていいのか。

[令和4年3月24日審査会]

[答弁概要]

- ・日露平和条約締結交渉に関する情報なので、相手国という意味では、ロシアに限らず第三国も含まれる。

クー⑦ 外務省（領事局）（令和4年3月24日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

領事局が指定している特定秘密は、令和2年末時点で1件である。具体的には、大規模緊急事態発生時の邦人退避に関する外-13である。

令和2年中に新たに指定した特定秘密はなく、また、解除した特定秘密もない。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 大規模緊急事態発生時における邦人退避とあるが、どこの国なのか。

[令和4年3月24日審査会]

〔答弁概要〕

- ・どこの国、地域に関する事態かということについては、開示した場合、関係国との信頼関係及び協力関係が大きく損なわれ、その結果、我が国の安全保障に著しい支障を与えることに加え、邦人の安全な退避計画の策定と実施が困難となり、その結果として邦人の生命・身体を著しい危険にさらす事態が生じることとなるため、不開示としている。

問1-2. 関係国というのも特定秘密の対象なのか。

[令和4年3月24日審査会]

〔答弁概要〕

- ・そのとおりである。

ケ 経済産業省（令和4年3月17日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

（令和2年中の特定秘密の指定・解除状況）

経済産業省では、令和2年末時点で4件を特定秘密に指定している。いずれも情報収集衛星に関するもので、平成23年から平成26年に年毎に指定している。

これらの特定秘密については、全て平成26年末の法施行時に、既に内閣官房から提供を受けていた衛星情報について経済産業省本省において指定したものであり、それ以降、新たな指定や指定の解除はしていない。

なお、これらの特定秘密文書は全て保存期間が満了したため、適切に廃棄するための手続きを進めていたところ、内閣府から廃棄することにつき了解が得られたので、令和3年中に全て廃棄済みである。

（特定秘密文書の不適切な管理事案）

令和3年5月、誤廃棄ではないが、省内で保護規程が定める管理方法に照らして、不適切な管理が行われていた特定秘密文書1件が発見されるという事案（以下、「本件事案」という。）が生じた。

本件事案は、平成31年4月に、他省庁から当該特定秘密文書1件（以下、「本件文書」という。）の交付を受けた職員が、上司に本件文書の交付を受けたことの報告をせず、本件文書を施錠可能な個人の引き出しに一時保管した。その後、本人が一身上の都合で辞職したため、本件文書が後任の職員により発見されるまでの間、個人の引き出しで保管されたままになっていた。引き出しの中に保管されたままであったので、損失、破損や流出、漏えいは確認されていない。

本件事案発覚後、内閣情報調査室に情報提供・相談の上、適切に対処を行った上で、再発防止に向けて、特定秘密の保護に必要な知識の習得及び意識の高揚等を図った。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 本件事案において、他省庁から特定秘密文書を受け取った職員が辞職した理由は何か。

[令和4年3月17日審査会]

〔答弁概要〕

- ・本件事案とは関与しない別の理由での辞職である。

問2. (特定秘密が記録された) 資料やデータは具体的にどのような形で処分又は廃棄されているのか。特に、衛星画像等の紙に限らない画像データやUSB等はどのように廃棄されているのか。

[令和4年3月17日審査会]

〔答弁概要〕

- ・(経済産業省では) 細かく裁断して処分している。
- ・これからは電子保存などいろいろなことがあるので、いろいろな廃棄の仕方があると思うが、(経済産業省で廃棄した) 特定秘密は紙によるものである。

問3-1. 本件事案の発生の原因と経緯は何か。また、経済産業省の秘密管理規程²⁴に規定された臨時検査は実施したのか。

[令和4年3月17日審査会]

〔答弁概要〕

- ・本件事案は、他省庁から本件文書の交付を受けた担当者が、上司に報告しないまま、自分の引き出しの施錠可能なところに入れて鍵を閉め辞職してしまったため、誰も本件文書の存在に気付かなかった。本件文書の交付を受けた時点で、上司への報告があれば、本件事案は生じなかったと考えており、担当者の特定秘密の管理に関する知識不足が原因であると思う。今後はeラーニング等も活用しつつ、教育を徹底していく。
- ・昨年5月に、本件事案の発覚を受けて、省内における特定秘密を取り扱う課室に対して、臨時検査を実施した。具体的には、受領した特定秘密文書の特定秘密文書等管理簿への登録や金庫への保管の漏れがないかの照会、特定秘密文書等管理簿の記録と保管されている特定秘密文書との突合、保管に必要な施設の整備状況についての確認を行った。

²⁴ 経済産業省における特定秘密の管理に関する規程第36条第2項により、「特定秘密管理者は、前項の定期検査のほか、必要があると認めるときは、特定秘密の保護の状況を臨時に検査するものとする。」と規定されている。

問3-2. 本件文書を後任の担当者が発見するまでの間、誰も保管されている引き出しを物理的に開けることはなかったのか。また、絶対に漏えいはないと言えるのか。それとも、おそらく漏えいはないだろうとの話なのか。

[令和4年3月17日審査会]

〔答弁概要〕

- ・個人の引き出しの鍵なので、他の者が自由に開けることができる状況にはなかった。絶対に開けた者がいない、と証明することは難しいが、当時の関係者に聞き取りした結果では、(他の者は)開けることができなかった、と考える。

問3-3. 元々、その引き出しに本件文書があったということは、誰も知らない以上、他の者が引き出しを開けて漏えいさせるきっかけがない、ということか。

[令和4年3月17日審査会]

〔答弁概要〕

- ・そういう理解で良い。いずれにせよ、eラーニング教育等を駆使しつつ、管理の徹底を図りたい。

問3-4. 一般的に特定秘密文書には、「特定秘密」という押印がなされなければならないと思うが、本件文書には「特定秘密」という押印はなかったのか。

[令和4年3月17日審査会]

〔答弁概要〕

- ・本件文書自体には押印されていた。また、本件文書は、それが特定秘密と分かるような袋に入っていた。

○委員からの指摘事項

- ・ 10万単位の文書を廃棄する際、本当にシュレッダーでできるのか。安全・確実な処理の方法を研究すべきではないか。
- ・ (特定秘密文書を) 受領するに当たっては、その手続などには厳格な対応が必要であり、そこが抜けていたのではないか。また、渡す方も同様に厳格に行うべき、と考える。教育だけでなく、特定秘密文書のやり取りを厳格に対応するよう、要望したい。

コ 海上保安庁（令和4年3月17日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

（令和2年中の特定秘密の指定・解除状況）

海上保安庁において、令和2年末時点で指定している特定秘密は21件であり、その内訳は、①内閣情報調査室から提供を受けた外国政府等との情報協力業務関係が3件、②内閣情報調査室から提供を受けた情報収集衛星関係が11件、③海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務関係が7件である。

また、令和2年中に指定した特定秘密は、海上保安庁が行った外国政府との情報協力業務関係1件である。

なお、令和2年末までに特定秘密の指定を解除したものはない。

（指定の有効期間の延長）

海上保安庁では平成28年から令和2年末までの間に延べ20件の特定秘密について指定の有効期間の延長を行ったところであるが、令和2年中に1件の特定秘密について、指定の有効期間を延長した。

（指定書における記載事項の変更）

情報保全諮問会議における有識者からの意見を踏まえ、平成29年12月に、14件の特定秘密に指定を解除すべき条件を設定し、それに伴い、指定書の記載を変更している。

(4) 主な質疑及び答弁の概要

問1-1. 海上保安庁には特殊警備隊という特殊部隊が設置されているが、この特殊部隊の戦術や運用等について、特定秘密に指定されていない理由は何か。警察庁は特殊部隊の戦術や運用に関する情報を特定秘密に指定しているところ、その違いは何か。

[令和4年3月17日審査会]

〔答弁概要〕

- ・特殊警備隊は、シージャック等の一般の海上保安官では対応できない特殊な海上警備事案に対処するため、所要の訓練を実施し、二十四時間態勢で事案の発生に備えている。
- ・特殊警備隊の戦術や運用等に関する情報を含め、警備業務に係る情報については、現在のところ、特定秘密の指定の3要件に該当しない、と認識している。

問1-2. 3要件のどこに該当しないのか。また、(特殊警備隊の戦術や運用等に関する情報は) 特定秘密ではなく、秘密扱いにはしているのか。

[令和4年3月17日審査会]

〔答弁概要〕

- ・3要件の1つである特段の秘匿の必要性、すなわち、その漏えいが我が国の安全保障に著しい支障を生じるおそれがあるため、特に秘匿を要することが必要である情報である、とまでは言えない、と考えている。
- ・特殊警備隊の戦術や運用等に関する情報は、特に機密性の高い情報として厳格に管理を行っている。

問2-1. 海上保安庁は、衛星画像やレーダー等の情報を有していると思うが、どのような形(印刷又は電子媒体への記録等)で、特定秘密文書として、保存しているのか。

[令和4年3月17日審査会]

〔答弁概要〕

- ・(海上保安庁で直接取得した情報としては、) そのような特定秘密情報を保有していないが、外国の政府機関から提供された情報のうち、特定秘密に該当するものについては、文書又は電子媒体の形で提供を受けている。

問2-2. 基本的には、文書で保存していると聞いていたが、電子媒体で保存するならば、複製が容易になることが考えられるほか、(金庫などで) 厳重に保管せずともよい、と考えるがどうか。

[令和4年3月17日審査会]

〔答弁概要〕

- ・我々に提供される形が、文書若しくは電子媒体という形であり、電子媒体で提供されたものを使う必要がある場合には、それを複製するということはあり得る。

問3. 海上保安庁が指定する特定秘密は 21 件あるが、その1つ1つを見ると、複数のデータが並んでいるようである。こういうものが複数まとまって、1件の特定秘密となっているのか。

[令和4年3月17日審査会]

[答弁概要]

- ・(複数のデータがあるのは、) 特定秘密が記録された文書が複数あるということであり、秘密自体はパッケージとして1つの特定秘密となっている。

問4. 指定された特定秘密の中に、安全保障に関する外国の政府又は国際機関との情報協力とあるが、この外国の政府というのは国、地域と考えるべきか、それとも、単に国と捉えるべきか。

[令和4年3月17日審査会]

[答弁概要]

- ・海上保安庁においては国である。

○委員からの指摘事項

特定秘密の中身を見ることができないのなら、指定の理由というものが非常に重要である。今後は、指定の理由を細かく、具体的に書いてほしい旨、審査会事務局から各省庁に伝えてほしい。

サー① 防衛省（防衛政策局）（令和４年３月３１日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

a 防衛省全体

防衛省では、特定秘密保護法施行以降、令和２年末までの間に、特定秘密の指定を 387 件、指定の解除を 8 件、満了を 30 件それぞれ行い、令和２年末時点で 349 件の特定秘密を運用している。

このうち、令和２年中に、特定秘密の指定を 32 件、指定の解除を 0 件、満了を 1 件、延長を 20 件、指定書の記載事項の変更を 20 件行った。

また、令和２年末時点で、作成から 30 年を超える特定秘密文書の保有件数は、106 件である。

b 防衛政策局

防衛政策局が行った特定秘密の指定は 24 件である。その内容は、情報本部等が収集整理した衛星の画像情報等で指定したものが 7 件、外国の政府等との情報協力等関係で指定したものが 4 件、防衛、警備等計画に関する情勢等の見積り又は計画関係で指定したものが 10 件、ミサイル発射手段等に対する対応能力の在り方の検討関係で指定したものが 1 件、外国軍隊等の戦力組成を見積もった情報関係で指定したものが 1 件、米軍主催の演習に関して外国政府から提供された情報関係で指定したものが 1 件である。

令和２年中に、指定の満了及び解除については、いずれも該当がなかった。また、指定の有効期間が満了するときにおいて、対象情報が指定の要件を満たすと判断し、延長させたものが 17 件ある。なお、延長した指定の有効期間は 5 年間である。

指定書の記載事項を変更した件数は 17 件であり、令和２年中に指定の有効期間が満了を迎え延長する指定に関して、特定秘密を取り扱わせることができる官職又は部署の追加などの変更を行った。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1-1. 台湾との情報のやり取りに関して、台湾における情報収集は自衛官OBが民間人として行っていると聞いているが、実際には、防衛省としての情報収集はどのように行っているのか。

[令和4年3月31日審査会]

〔答弁概要〕

- ・台湾との関係は、非政府間の実務関係として維持していくということで、民間窓口機関である日本台湾交流協会に自衛官OB 1名が勤務していると承知している。
- ・勤務する自衛官OBは、多くの場合、在中国の防衛駐在官などの経験者で、当地で様々な業務を行っていると承知している。
- ・台湾に関する情報収集の内実については、答弁を差し控えたい。

問 1-2. (台湾の駐在官が) 情報を上げても活用されていないのではないかと懸念を聞くが、有効に活用されているのか。

[令和4年3月31日審査会]

〔答弁概要〕

- ・一般論になるが、入手した情報は最大限生かすように努力するのは当然と考えている。
- ・防衛省では、各自衛隊が収集する情報を総合し、様々な情報活動を行うことで、収集した情報の便益を最大化する努力を常に行っており、それを継続していきたい。ご指摘を踏まえて、これからの活動に繋げていきたい。

問 2-1. 令和2年中に廃棄した保存期間1年未満の特定秘密文書について、審査会提出資料に記載された当該文書名からは保存しておくべき文書のように思えるが、1年未満で廃棄する理由及び文書の内容は何か。

[令和4年3月31日審査会]

〔答弁概要〕

- ・1年未満で廃棄する特定秘密文書には、意思決定の途中段階で作成したものがかなりある。
- ・例えば、電波情報の報告がある。日々収集される電波情報は、特定

秘密の指定を受けており、日報のような形で次々と文書が作られる。ただ、情報資料としてはある程度情報をまとめてプロダクトにするため、その過程で多くの不要になる文書が発生する。

- ・ 不要となった文書に記載された特定秘密の逸失を避ける必要があり、また当該情報はプロダクトの方にまとめられるため、当該文書を1年未満で廃棄することは秘密情報の管理上も適正だと考えている。

問2-2. 統幕作戦会議の資料が保存期間1年未満の特定秘密文書として廃棄されているが、当該会議の議事録は別に保管されていて、会議に使用したメモや資料は（特定秘密であっても）議事録に同じものがあるので廃棄したという理解でよいか。

また、統幕作戦会議の議事録は何年間保管しているのか。

[令和4年3月31日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 基本的にはご指摘のとおりである。特定秘密を含む重要な会議の記録自体が1年間で廃棄されるということはない。
- ・ 統幕作戦会議の議事録は、統合幕僚監部が保有する文書であるため、防衛政策局からはお答えできないが、基本的には適切に保管している。

サー② 防衛省（大臣官房）（令和４年３月３１日審査会）

（ア）政府参考人からの説明概要

（内閣府と廃棄協議中の特定行政文書ファイル等）

資料を提出した令和３年７月３０日現在、独立公文書管理監による検証・監察を終え、内閣府との廃棄協議中の特定行政文書ファイル等は令和元年度分２０７件、令和２年度分３３件、計２４０件、文書にして計４,７５０件ある。

これらのうち、特定行政文書ファイル等２３６件、文書にして計４,７４６件を廃棄とする理由については、これらは「防衛、警備等計画の作成等に関する訓令に基づき作成する部隊等の防衛、警備等計画」等に関する文書であり、これらの文書はいずれも写しであって、引き続き正本が保管されていることから、保存期間満了後の措置を廃棄としている。

残りの特定行政文書ファイル等４件、文書にして計４件については、いずれも特定秘密文書を管理するための簿冊の原議であって「情報本部が実施する電波情報業務の実施規則等」に関する特定秘密文書の件名、作成日、登録番号、枚数等を記載し、管理していた簿冊である。これらの簿冊に記載されている文書はいずれも既に現用でない特定秘密文書の件名等が記載されており、現在は使用していない簿冊であることから、保存期間満了時の措置を廃棄としている。

なお、これらの２４０件のファイルについては令和４年２月２２日に内閣総理大臣の廃棄の同意が得られたことから、適切に廃棄を行った。

（令和２年中に廃棄した特定行政文書ファイル等）

令和２年中に廃棄した特定行政文書ファイル等は６件である。この６件は、平成２８年１２月１５日に廃棄協議を行い、令和２年７月２８日に内閣総理大臣からの廃棄の同意が得られたものである。いずれも特定秘密文書を管理するための簿冊の原議であり「情報本部が実施する電波情報業務の実施規則等」や「情報本部と外国政府等との間の画像情報協力に関する知識等」に関する特定秘密文書の件名、作成日、登録番号、枚数等を記載し、管理していた簿冊である。これらの簿冊に記載されている文書はいずれも既に現用でない特定秘密文書の件名等が記載されており、現在は使用していない簿冊であることから、保存期間満了時の措置を廃棄としている。

この６件については、独立公文書管理監から保存期間満了時の措置について廃棄が妥当である旨の通知及び内閣総理大臣からの廃棄の同意が得られたことから、令和２年１１月５日、関係規則に基づき適切に廃棄を行った。

なお、令和２年中に国立公文書館へ移管した特定行政文書ファイルはない。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問 1. 平成 28 年に防衛省が廃棄協議を申請した保存期間 1 年以上の特定秘密文書 6 件が、令和 2 年に内閣総理大臣から同意を得て廃棄されたが、4 年かかったのは何か不都合があったのか。

[令和 4 年 3 月 31 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・防衛省は廃棄協議をお願いする立場であり、審査内容を熟知しているわけではないが、当省が理解している範囲では、防衛省から内閣府に特定行政文書ファイル等の廃棄協議を求めた初めての事例であったこと、なおかつ、6 件の特定秘密文書が全て原議であり、簿冊又は帳簿という内閣府になじみの薄い文書であったため、慎重な判断が必要であったのではないかと考えている。

問 2. 特定秘密のような重要な文書であれば、通常、外に漏れないよう速やかに廃棄する方が適切だと思われるが、他省庁の例においても 4 年も要するのか。

[令和 4 年 3 月 31 日審査会]

〔答弁概要〕

- ・他省庁の運用については承知していないのでお答えは困難である。
- ・ただ、(最近の例を) 付言すれば、防衛省が廃棄協議を申請したのが令和 3 年 3 月 29 日で、内閣府からの廃棄同意を得たのが令和 4 年 2 月 22 日ということで、この間、11 か月になっているので、同意までの期間は短くなっていると考えられる。

サー③ 防衛省（整備計画局）（令和4年3月31日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

令和2年中に、整備計画局が行った特定秘密の指定は7件である。その内訳は、情報本部等が作成する情報本部共通基盤等に使用する規約関係で指定したものが5件、米国政府から提供された次期戦闘機に関する情報であって、米国政府がSECRET又はTOP SECRETの秘密区分に指定する情報関係で指定したものが1件、英国政府から提供されたSPEAR-EWに関する情報のうち、UK SECRETに指定されている情報並びに当該情報を防衛省・自衛隊で分析・解析することによって得られた情報関係で指定したものが1件である。

期間中、対象情報が特定秘密の指定の要件を満たさないと判断し満了させたものは1件である。なお、満了後の秘密区分は、内規に基づき注意として管理している。

指定の有効期間が満了する時において、対象情報が指定の要件を満たすと判断し延長したものは2件であり、延長した有効期間は5年である。

指定書の記載事項の変更を行ったものは2件で、令和2年中に指定の有効期間が満了を迎え、延長する指定に関して、特定秘密を取り扱わせることができる官職又は部署の追加などの変更を行った。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問1. 防-372 は、米国政府から提供を受けた次期戦闘機に関する情報であるにもかかわらず、指定書に秘密情報であることを示す判を押していない理由は何か。

[令和4年3月31日審査会]

〔答弁概要〕

- ・防-372 については、指定書の内容には秘の情報を含めずに指定の内容を記載することができたので、秘という区分にはしていない。

問2. 特定秘密に指定されている規約とは、システムのアルゴリズムのようなものと理解してよいか。

[令和4年3月31日審査会]

〔答弁概要〕

- ・暗号装置においては、元の情報に対して一定のルールで暗号化を行う。その際に、一般には暗号鍵と呼ばれる変数として用いる情報を防衛省においては規約と呼び、特定秘密に指定している。

問3. 防-341で指定している、自衛隊のネットワークをサイバー攻撃から防護するためにサイバー空間を通じて得た情報とはどのような情報か。

[令和4年3月31日審査会]

〔答弁概要〕

- ・サイバー空間を通じて得た情報とは、防衛省・自衛隊のシステムに対する日々の様々なサイバー攻撃や不正アクセスに関して、それを管掌している部隊が集めた情報のことである。

サー④ 防衛省（統合幕僚監部）（令和4年3月31日審査会）

(7) 政府参考人からの説明概要

統合幕僚監部では、特定秘密保護法施行以降、令和2年末までの間に、特定秘密の指定を9件行い、運用している。

このうち、令和2年中に指定した特定秘密は1件で、指定の解除及び指定の満了は共になかった。なお、指定を行った1件の特定秘密は、自衛隊の運用関係の情報である。

指定の延長期間が満了する時において、対象情報が指定の要件を満たすと判断し延長したものは1件である。なお、延長した指定の有効期間は5年である。

指定書の記載事項の変更を行ったものは1件で、令和2年中に指定の有効期間が満了を迎え、延長する指定に関して、業務上の必要性から、特定秘密を取り扱わせることができる官職を追加するなどの変更を行った。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問. 防-251 の指定書の記載事項に関し、特定秘密を取り扱わせることができる官職に防衛大臣政策参与を追加する変更を行ったとのことだが、同じような特定秘密には既に政策参与が入っているにもかかわらず、この特定秘密だけが今回新たに追加することになった理由は何か。

[令和4年3月31日審査会]

[答弁概要]

- ・ 特定秘密に指定した時点では、防衛大臣政策参与がなかったため、今回、指定の有効期間を延長するに際して、同職を追加する変更を行った。

シ 防衛装備庁（令和４年３月３１日審査会）

(ア) 政府参考人からの説明概要

防衛装備庁における令和２年末時点の特定秘密の指定件数は１８件である。このうち、令和２年中に新たに指定したものは１件で、日本国政府と英国政府との間の将来戦闘機及び将来戦闘航空システムに関する日英パートナーリング・スタディに関する取決めに基づき英国政府から提供される秘密情報を特定秘密に指定したものである。

平成２７年に指定した１６件の特定秘密について、令和２年中に指定の有効期間の満了を迎えたところ、引き続き、指定の３要件を満たすと認められ、関連する装備品の長期的な運用が想定され特定秘密として保護する状況に変化はないことから、有効期間をいずれも５年延長した。また、指定の解除をしたものはない。

また、令和２年末時点において、作成から３０年を超える特定秘密文書の保有件数は、[不開示情報]。今後の装備品の研究開発によって活用する可能性があることから、引き続き保有している。

(イ) 主な質疑及び答弁の概要

問１．神戸の造船所では、建造中の潜水艦を遊覧船で見学させているが問題はないのか。

[令和４年３月３１日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ 建造中であっても関連する特定秘密は適切に保護している。
- ・ 特定秘密以外の秘密や注意といった対外的に非公開としている部分についても、適合事業者たる造船所が保護をしながら建造していると承知しているところであるが、ご指摘を踏まえ、引き続き適正に行ってまいりたい。

問２－１．防衛装備庁が保有している作成から３０年を超える特定秘密文書は、今の防衛装備に資する資料である旨の説明があったが、当該特定秘密を審査会に提示することは可能か。

[令和４年３月３１日審査会]

〔答弁概要〕

- ・当該特定秘密には諸外国から提供された情報もあり、提示にあたっては諸外国と調整する必要がある。国会としてお求めの場合は、検討させていただく。

問2-2. 当該特定秘密は、指定の3要件を全て満たしているということによいか。また、それはどのような情報なのか。

[令和4年3月31日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ご指摘のとおり、指定の3要件に全て合致している。
- ・作成から30年を超える特定秘密文書には様々なものがあるが、例えば、防衛省が指定する特定秘密で、装備品の制式に関する訓令の中で指定されている装備品の型式、性能、諸元が記載された文書がある。
- ・また、防衛目的のために特許権あるいは技術の知識の交流を容易にするために日本国政府とアメリカ合衆国との間の協定に基づいてアメリカ合衆国から提供された技術情報が記載された文書というものもある。

問3. 適合事業者に対し活発化するサイバー攻撃について、防衛装備庁としてどのように対応しているのか。

[令和4年3月31日審査会]

〔答弁概要〕

- ・ご指摘のとおり、防衛関連企業に対し、いわゆる不正アクセスという形でサイバー攻撃が行われており、防衛装備庁としても深刻に捉えている。企業に対しては適正に対応するよう指示している。
- ・特定秘密に関しては、公のインターネットにつながっていない、いわゆるスタンドアロンのシステムの中で取り扱うよう契約の中で取り決めており、それに従って企業が管理している。
- ・管理状況について、定期的に防衛装備庁が検査を行っており、特定秘密については適切に保護されていると考えている。全ての機微な情報が適切に保護されるよう、適合事業者等のサイバーセキュリティについて意を用いていきたい。